

令和3年度事業計画

自 令和 3年4月 1日

至 令和 4年3月31日

駐車場の量的充足がほぼ達成しつつあるなか、まちづくりと連携した駐車場の配置など都市政策や交通政策を踏まえた駐車場のあり方が求められている。情報通信技術等の進展は、キャッシュレスをはじめとした駐車場のレス化やスマートフォンを活用した新たなビジネススタイルをもたらし、駐車場事業自体のあり方を変えつつある。

自動車業界は百年に一度の大変革期を迎えつつあるといわれ、CASE、すなわちコネクティッド、自動運転、シェアサービス、EVの話題が日々報じられ、また、移動サービスとしてのMaaSの中に自動車も含むモビリティ全体が組み込まれていく勢いにある。

駐車場が交通の結節点としてどのような進化を求められるか予測することは難しいものの、駐車場のあり方は変容することになるだろう。この時代の潮流の中で業界が生き残り、更なる成長を目指すためには、国等の政策や駐車場に関連する新たな動きを常に注視し即応せねばならず、そのために協会としては、価値ある情報を広く受信し、会員及び駐車場関係者にタイムリーに発信していく必要がある。

また、協会内に新たな風も吹き込み、会員相互の交流を深め、情報交換・意見交換及び相互啓発を活発に行うことが、業界の発展・成長に必ず寄与すると考える。ウィズコロナ・アフターコロナに対応したニューノーマルな協会活動のあり方の模索を含め、本年度は6つの活動基本方針を掲げ、協会活動を実施していく。

1. 活動基本方針

- (1) 各地協会及び会員間の情報交換・意見交換及び相互啓発の促進
- (2) 情報収集力・情報発信力の強化
- (3) 新規会員の入会促進
- (4) 協会独自事業の強化（団体パーキング保険・全日駐規格「汎用（共通）駐車サービス券」）
- (5) 国土交通省他関係官庁との良好な関係継続及び各種施策への協力
- (6) ウィズコロナ・アフターコロナに対応した協会活動のあり方の検討

2. 理事会活動

4月、6月、翌年1月に理事会を開催する。（年3回）

必要に応じて臨時理事会は開催する。

3. 委員会活動

- (1) 委員会は総務委員会外、計8委員会をもって構成する。
- (2) 各委員会は理事会の補助機関として、別に定める令和3年度各委員会検討事項に基づいて、それぞれ所掌する事項について活動を行う。
- (3) 委員会相互に関連する事案については、関係委員会を合同で開催する。
- (4) その他、社会情勢の変化に伴う諸問題等に対応するため必要な場合には、理事会の承認を得て特別委員会を設置する。
- (5) 現在の8委員会体制のあり方について検証し、必要な場合にはその見直しを検討する。

4. 組織活動

- (1) 各地協会との交流を深め、情報交換・意見交換及び相互啓発を促進する。リアルでの交流を重視する一方で、ウィズコロナ、アフターコロナに対応した新たなスタイルとして、インターネットを利用した交流等を模索する。
- (2) 各地協会の新規会員拡充活動や各種事業活動に対するサポートを積極的に行う。また、各地協会及び会員に対して、駐車場の経営やマネジメントに関するコンサルタントや学識経験者等の紹介や会員相互のマッチングを推進する。
- (3) 全日駐規格「汎用（共通）駐車サービス券」利用地区及びその構成員等、各地協会の無い地域の駐車場事業者等に対し、全日本駐車協会への入会を促す。
- (4) 組織に新たな風を吹き込むべく、新たな技術やスタイルで駐車場ビジネスに取り組む会員等の協会活動への積極的な参加を促す。
- (5) 団体パーキング保険については、放置車両対策保険など当該保険商品の特色を周知徹底し、加入者の増加を図る。
- (6) 令和5年をめぐりに地方で通常総会を開催する下準備として、開催予定地区の選定と準備を開始する。

5. 調査研究活動・技術活動

- (1) 会員駐車場調査について、調査項目の妥当性や必要性等を検証し、必要な場合には大幅な見直しを視野に入れた検討を行う。
- (2) 対外ネットワークを拡充し、駐車業界に関係する新技術・新ビジネスや直面する経営課題等に関する調査研究を行う。主な対象は次の通り。
 - ①情報通信技術等の活用による駐車場関連の新ビジネスやキャッシュレスを含む駐車場レス化対応
 - ②最新駐車場機器、リニューアル事例、安全性・セキュリティ対策、バリアフリー対応、環境・景観関連など駐車場事業に関する情報
 - ③CASEやMaaS等モビリティや駐車場に関連する周辺情報及び新たなフェーズに進んだ段階での路外駐車場やカーブサイド等の役割変化
 - ④海外情報
- (3) 国土交通省他関係官庁の駐車場関連施策等について情報収集を行う。主な対象は次の通り。
 - ①駐車場法
 - ②まちづくりや交通政策と連携した駐車場施策
 - ③附置義務制度、荷捌き駐車対策、自動二輪車対策
 - ④バリアフリー対策、駐車場内での事故及び犯罪の防止
- (4) 全日駐規格「汎用（共通）駐車サービス券」については、PMC規格利用地域の全日駐規格利用地域への編入を働きかけるとともに、新規導入地区を増やすべく市場情報収集と導入サポートを行い、普及促進に注力する。
- (5) 駐車場関連データの国際標準化に関するISOの国内分科会に参加し、必要な場合、会員へ情報提供を行う。

6. 教育研修活動

以下の研修会・見学会について、新技術や新たなビジネスモデルなど会員に役立つテーマ、視察場所を取り上げるなど企画内容の充実に努める。

- ①秋季駐車場研修会

②新春駐車場研修会

③講演会（総会関連行事）

④見学会（総会関連行事）

⑤その他

ウィズコロナ、アフターコロナに対応した新たな開催スタイルを検討するとともに、感染状況等によっては開催中止を検討する。

7. 広報活動

- (1) 協会会員・関係機関・その他対外的なネットワークを広げ、機関誌「PARKING」等での情報発信内容の充実を図る。
- (2) 各地駐車協会への取材等を通じ、各地区の状況や問題点・課題等の把握に努め、機関誌やホームページで情報共有する。
- (3) 国土交通省他関係官庁による駐車場に関連する各種施策等の情報を逐次各地協会及び会員へ発信する。
- (4) 会員メールアドレスの収集数を増やし、機関誌、ホームページとともに、会員宛て情報提供や連絡手段としてメールを積極的に活用する。
- (5) 機関誌、ホームページ、メールそれぞれの特徴を生かした有効な情報発信を行い、必要に応じて機関誌・ホームページのブラッシュアップを検討、実施する。

8. 駐車場案内標識設置活動

ドライバーに対する利便性、違法路上駐車防止、道路交通の円滑化等、その有益性をアピールし、引き続き普及促進及び維持管理に努める。（東京、仙台、埼玉、横浜の計4協会）

9. 関係官庁の推進する施策への協力

国土交通省他関係官庁との良好な関係を継続し、施策への協力に加え、各種委員会等に参加し、意見具申を行う。（バリアフリー関連、自動車盗難等）

以上